

別表六(十六)

18欄及び23欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十六) 平二十四・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1						
特定国際戦略事業の内容	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平・	平・	平・	平・	平・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・	平・	平・
取得価額	取得価額又は製作価額	8		円		円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)-(9)	10					
法人税額の特							
当期分	取得価額の合計額(10の合計)	11					
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12					
	税額控除限度額 $(11) - (12) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13					
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14					
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15					
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額	16					
	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「47の②」)	17					
	当期分の特別控除額 (16)-(17)	18					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	25			当期控除可能額等	26	翌期繰越額 (25)-(26)
平・	平・	円			円		
平・	平・						
平・	平・						
計							
当期分							外
合計							外
要							

**18欄**

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の11第2項」

②区分番号に、「00301」

③適用額欄に、当該別表六(十六)18欄の金額(円単位)を記載してください

**23欄**

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の11第3項」

②区分番号に、「00302」

③適用額欄に、当該別表六(十六)23欄の金額(円単位)を記載してください